

別表1 豊橋市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録申請書の添付書類

1	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の規模及び設備の概要を表示した間取図		
2	登録を受けようとする者（法人である場合においては当該法人並びにその代表者及び役員を含む。）並びに建物の転貸借が行われている場合にあつては当該建物の所有者及び転貸人が法第11条第1項各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面（別紙1）		
	登録を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その代表者及び役員を含む。）が法第11条第1項第1号から第5号までに掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面（別紙1）		
	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の構造が規則第12条第1号に規定する基準に適合するものであることを誓約する書面（別紙1）		
	登録の申請が国の基本方針及び愛知県の供給促進計画に照らして適切であることを誓約する書面（別紙1）		
3	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものであるときは、地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであることを確認できる書類で次に掲げるもの（以下「耐震性を有することが確認できる書類」という）		
	①	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第1項に規定する基本方針のうち同条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項に基づいて建築士が行った耐震診断の結果についての報告書	
	②	既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第3項の建設住宅性能評価書	
	③	既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第2号の保険契約が締結されていることを証する書類	
	④	上記①から③までに掲げるもののほか、住宅の耐震性に関する書類	
4	その他市長が必要と認める書類		
	①	申請書に竣工年月が記載されている場合であつて、次のいずれかに該当する場合、又は申請書に着手年月のみが記載されている場合は、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 3階建て以下で昭和57年5月以前に竣工したもの ・ 4～9階建てで昭和58年5月以前に竣工したもの ・ 10～20階建てで昭和60年5月以前に竣工したもの ・ 21階建て以上のもの 	
		ア	昭和56年6月以降に着手したことが確認できる建築確認台帳記載事項証明書等の書類
		イ	耐震性を有することが確認できる書類
	②	その他、申請の内容に応じて必要な書類	